どに、計画の見直しを行うことと

らの10か年であるが、5年後をめ

ている。計画期間は平成19年度か

体的な数値目標を定めることとし

ととしており、この計画の中で具

環境基本計画は平成17・18 年度の2か年で策定するこ

情報コーナーや市ホームページで

市本庁・各総合支所の

公表を考えている。

西条市環境基本条例ついて

(無会派)

いての考え方を問う。 び「市の講じる措置」 数値目標・計画期間・周知方法、及 条例案に規定している「環 境基本計画」の策定時期・ の内容につ



確保することとしている。 将来にわたり健康で文化的な生活 基本方針を定め実施することで、 等が環境の保全及び創造に対する を営むことのできる良好な環境を 基本理念に基づき、 本条例では、 市・事業者・市民 施策の策定の

境の保全を図り、市民や事業者の 経済的措置・施設整備により、 なるよう努めようとするものであ 活動が環境保全を考慮したものと き事項を規定したもので、 き事項を規定したもので、規制・々の施策の実行に際して考慮すべ 市の講じる措置については、 環 個

般 質 問

育

教

いじめ問題にどのように 取り組むのか?

ぶんでないとの指摘もある。 心で、家庭での取り組みがじゅう ところであるが、これらは学校中 取り組みの徹底について通知した 議ではいじめ対策緊急提言をまと 連日報道されており、教育再生会 文部科学省はいじめ問題への 最近はいじめによる自殺が

り組みについて問う。 のいじめの現状といじめ問題の取 るところであるが、市内小中学校策には、きめ細かな施策が望まれ 連携に協力的でない保護者への方 義に関心を示さず、また学校との ことをしっかりと自覚してもらう ことが大切であり、家庭教育の意 子育ての第一責任者は親である

生徒をまもり育てる協議会」を設 見の相談活動や、 ついても、指導あるいは早期発見 告があり、このうち19件について が大事であり、 は現在も指導中である。 一人ひとりの悩みに答える早期発 また、表に出てこないいじめに 中学校で4件のいじめの報 地域ぐるみでいじめ防止対 11月末の時点で、 各小中学校では、 充実した「児童 小学校で

> 存在である」という呼びかけと同 関係機関に配布している。このリ すか、子どもの声が」というリー 仲間集団を育成することである。 勢・感性であると同時に、いじめ もの動きをキャッチする大人の姿 たち一人ひとりはかけがえのない ーフレットでは、大人からの「君 フレットを各家庭・教員・公民館・ さらにPTAと連携し、「聞こえま は絶対許さないという学級集団・ しつけ、そして学校生活での子ど 切なことは、毎日の家庭生活での いじめの防止及び早期発見で大 を積極的に推進している。

(自民クラブ)

きっかけになることを願っている。 心の教室」開設事業について

(自民クラブ)

大人自身がいじめを考える

の連携の取り組みについて問う。 の教室設置の考えや、学校と地域 件の低年齢化に伴う小学校への心 などの対応策、さらに子どもの事 おける相談の状況や関係者の連携 が開設されているが、この事業に 市内の中学校では心の教室 学校教育の充実を目的に、

に99件を数えており、 における相談件数は、 相談に当たっている。平成18年度 を配置して、生徒や保護者の悩み全10中学校に開設、14名の相談員 期発見・早期解決のため、市内の めに関する相談は32件であった。 た中学生が抱える問題の早 心の教室は、 思春期を迎え その内いじ 10月末まで

> えて解決を図っている。 相談員から管理職や生徒指導主事 に連絡をして、 談のあった内容については、 担任・保護者を交

慣に課題を持つ児童や、いじめ・ 護者との相談を行っている。今後、 置されており、それぞれ児童や保 文部科学省の事業により3校に配 ため、相談員の配置を検討して 不登校に対応できる体制づくりの 小学校においても基本的な生活習 小学校における相談員は、現

庭・学校・地域が連携し、 とを推進しているところである。 ている「青少年健全育成協議会」 ている。また、各校区に組織され 学校安全について話し合いを行っ 設置され、現在、いじめや不登校・ 童生徒をまもり育てる協議会」が の関係機関やPTAを交えた「児 家庭でのしつけを復活させ、 んでいきたい。 たちの健全な成長・育成に取り組 して家族がともに語らい過ごすこ 地域との連携に関しては、 第三日曜日を「家庭の日」と 子ども 家

